

建管第1886号

平成30年3月23日

各関係団体の長 様

北海道建設部長

道発注工事における社会保険等未加入対策等について

道においては、建設業における社会保険等未加入対策として、平成27・28年度の建設工事の競争入札参加資格から社会保険等加入者に限定するとともに、平成28年度から、道発注の建設工事において、受注者の契約の相手方となる一次下請負人を原則、社会保険等加入者に限定してきたところですが、労働環境等を改善し社会保険の加入をさらに促進するため、二次以下の下請負人についても、平成30年4月1日以降に行われる公告又は契約の申込みの誘因に係る契約から、原則、社会保険等加入者に限定するほか、併せて、技能労働者が必要な保険へ加入できる環境を整えるため、法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めることとしましたのでお知らせします。

なお、社会保険未加入建設業者を二次以下の下請負人とした受注者に対するペナルティの適用は平成30年10月1日以降となります。

つきましては、貴団体におかれては、各会員に対して、今回の改正について周知いただくとともに、社会保険等への加入について引き続きご指導をお願いいたします。

《参考》

- ・ お知らせ
- ・ 建設工事請負標準契約書式 契約書（第3条及び第6条の2）抜粋
- ・ 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係る事務手続について
- ・ 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係るQ&Aについて
- ・ 工事請負代金内訳書（建設工事事務取扱標準様式 第24号様式）

建設部建設政策局
建設管理課工事管理グループ
011-231-4111(内線29-713)

お知らせ

道発注工事における社会保険等未加入対策について 二次以下の下請負人を含め、社会保険等加入者に限定

道においては、平成28年度から、道発注の建設工事において、受注者の契約の相手方となる一次下請負人を原則、社会保険等加入建設業者に限定してきたところですが、労働環境等を改善し社会保険の加入をさらに促進するため、二次以下の下請負人についても、平成30年4月から、原則、社会保険等加入建設業者に限定するほか、併せて、技能労働者が必要な保険へ加入できる環境を整えるため、法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めることとしましたのでお知らせします。

1 建設工事請負標準契約書式（契約書）の改正内容

(1) 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を義務づけることとしました。 (第3条関係)

- 受注者は、契約の締結後14日以内に設計図書に基づき、工事工程表及び請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

(2) 二次以下の下請負人を含む社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならないこととしました。(第6条の2関係)

- 受注者は、次の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出義務のない者を除く）を下請負人としてはならない。
 - ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ただし、2次以下下請負人については、特別な事情があると発注者が認めたとき、又は、発注者が受注者に対して届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該書類を提出した場合を除く。

2 施行年月日

平成30年4月1日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用します。

3 その他

社会保険等未加入建設業者を二次以下の下請負人とした場合、契約違反を行った受注者に対し、指名停止や工事施行成績評定の減点を行います。

なお、ペナルティの適用については、平成30年10月1日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用します。

- 詳しくは、北海道建設部建設管理課のホームページでご確認ください。
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/index.htm>)

北海道発注工事における社会保険等未加入対策について



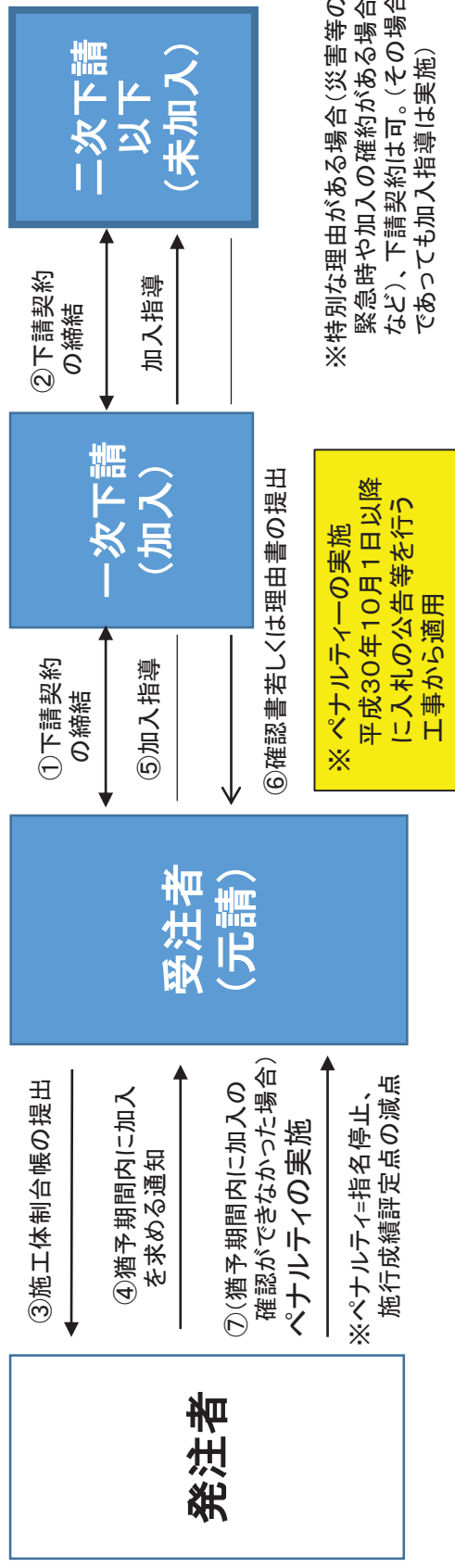
【道における取組】

- 平成27年4月～「建設工事等競争入札参加資格を社会保険等加入者に限定」
- 平成28年4月～「一次下請業者を社会保険等加入者に限定」

新たな取組

- 平成30年4月～「二次以下の下請業者についても社会保険等加入者に限定」
(※平成30年4月1日以降に入札の公告等を行う工事から適用)

【二次下請以下が未加入】



※猶予期間＝原則30日
(加入指導の事実が確認された場合、猶予期間の延長(二次の場合:60日、三次以下の場合:90日)も可)

【その他】

- 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求める。(平成30年4月1日以降に入札の公告等を行う工事から)

○ 建設工事請負標準契約書式（第15号様式その2）

【法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について】

（工事工程表及び請負代金内訳書）

第3条 受注者は、この契約の締結後 14 日以内に設計図書に基づき、工事工程表及び請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 受注者は、この契約に変更等があり、かつ、発注者から請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に変更後の工事工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 4 工事工程表及び内訳書は、この契約の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

【二次以下の下請負人を含む下請負人の社会保険等への加入義務について】

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第6条の2 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。次項において「社会保険 等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人が次のいずれにも該当する場合
 - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合
その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を受注者が発注者に提出した場合
- (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人が次のいずれかに該当する場合
 - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合
その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

○下請契約からの社会保険等未加入建設業者の 排除等に係る事務手続について

平成28年2月26日 建管第2566号
各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、各
部局長、各地方部局長あて農政部長、水産林務部
長、建設部長、出納局長

〔沿革〕 平成30年3月23日建管第1884号改正

北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の平成28年2月26日付け一部改正を踏まえ、同規則別記建設工事請負標準契約書式（以下「契約書」という。）第6条の2の規定に係る事務手続を次のとおり定め、平成28年4月1日以後において行われる公告その他契約の申込みの誘引に係る契約について適用することとしたので、事務処理を適切に行ってください。

記

1 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除

下請契約を締結する工事において、受注者は、原則として、契約書第6条の2により健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約の相手方としないこととする。

2 社会保険等未加入建設業者の排除に関する具体的な手続

(1) 社会保険等未加入建設業者の確認等

工事監督員は、受注者から公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項に基づき提出された施工体制台帳（以下「施工体制台帳」という。）に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認するものとする。

ア 受注者と直接下請契約を締結する建設業者（以下「一次下請負人」という。）が社会保険等未加入建設業者である場合

(7) 工事監督員は、当該社会保険等未加入建設業者に係る部分の施工体制台帳の写し（当該下請契約の契約書面を含む。）を支出負担行為担当者に送付するものとする。併せて、受注者に対し、当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面（以下「理由書」という。）を別記第1号様式により速やかに提出するよう工事に係る施工協議簿等により通知を行うものとする。

なお、この際、理由書によっても社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情があると発注者が認めない場合には、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知し、その写しを支出負担行為担当者に送付するものとする。

(イ) 工事監督員は、受注者から理由書が提出された場合は、支出負担行為担当者へ理由書を送付するものとする。

(ウ) 支出負担行為担当者は、工事監督員から理由書の送付があった場合は、特別の事情に該当するか否かを決定するものとする。

また、理由書が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えない。

イ ア以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合

工事監督員は、当該社会保険等未加入建設業者に係る部分の施工体制台帳の写し（当該下請契約の契約書面を含む。）を支出負担行為担当者に送付するものとする。

併せて、受注者に対し、当該下請負人が社会保険等に参加することを指導するよう通知するものとする。また、当該通知を行った日から30日以内に、未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）又は理由書を支出負担行為担当者に提出することを求めるものとする。この際、当該期間（延長があった場合は、延長後の期間）内に確認書類が提出されず、かつ、当該特別の事情を有すると認められなかった場合には、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知し、その写しを支出負担行為担当者に送付するものとする。

なお、受注者に対する通知は、工事に係る施工協議簿等により行うものとする。ただし、受注者が当該下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると発注者が認める場合は、発注者は、確認書類又は理由書の提出期間を60日（当該下請負人が、二次下請負人（一次下請負人が、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合における当該他の建設業を営む者をいう。）以外の下請負人のときは90日）に延長することができるものとする。

受注者から提出期間の延長の求めがあった場合、支出負担行為担当者は、その結果について、別記第2号様式又は別記第2-2号様式により受注者に通知し、その写しを工事監督員に送付するものとする。

その後受注者から理由書が提出された場合の取扱いは、アの(イ)及び(ウ)に準ずるものとする。

(2) 受注者に対する通知等

ア (1)のイに該当する場合

(7) 特別の事情を有すると認めた場合

支出負担行為担当者は、別記第3号様式により受注者に対し特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、30日以内に当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認するとともに、確認書類を提出するよう請求するものとする。

なお、受注者から当該期間内に確認書類が提出されなかった場合には、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

(イ) 特別の事情を有しないと認めた場合

支出負担行為担当者は、別記第4号様式により受注者に対して、特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由、また、工事請負契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

イ (1)のイに該当する場合において、同規定に定める期間（延長があった場合は、延長後の期間）内に確認書類が提出されなかったとき

(7) 特別の事情を有すると認めた場合

支出負担行為担当者は、別記第3-2号様式により受注者に対し特別の事情を有

すると認めたと旨を通知するとともに、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう求めるものとする。

(イ) 特別の事情を有しないと認めた場合

支出負担行為担当者は、別記第4-2号様式により受注者に対して、特別の事情を有しないと認めたと旨及びその理由、また、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

3 社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した受注者に対する指名停止等

(1) 指名停止要件該当者の報告

支出負担行為担当者は、2の(2)のアの(7)において支出負担行為担当者の指定する期間内に確認書類の提出がなかった場合又は2の(2)のアの(イ)若しくは2の(2)のイの(イ)に該当する場合は、当該受注者について、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について」）第7の規定に基づき、主管の部長等（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第2条第1号に規定する部長等をいう。）に報告するものとする。

(2) 工事施行成績評定の減点

支出負担行為担当者は、当該受注者について、指名停止の通知があった場合は、北海道請負工事施行成績評定要領（平成10年2月18日付け建情第686号）等に基づき、工事施行成績の減点を行うものとする。

（農政部農村振興局事業調整課事業管理グループ
水産林務部総務課管理グループ
建設部建設政策局建設管理課工事管理グループ
出納局財務指導課企画グループ）

(別記第1号様式)

社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とした理由書

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

住 所
受注者
氏 名

工 事 名

年 月 日付けで契約を締結した上記建設工事について、〇〇法第〇〇条の規定による届出の義務を履行していない「(建設業者)」と下請契約を締結したので、当該理由について、次のとおり申出します。

記

理由 〇〇のため

(注1) 下線部については、当該下請負人が未加入の保険について該当するものを記載すること。

「健康保険法第48条」「厚生年金保険法第27条」「雇用保険法第7条」

(別記第2号様式)

【二次：期間の延長通知（承認）】

(記号) 第 号
 年 月 日

(受注者) 様

(支出負担行為担当者)

契約書第6条の2第2項第2号に基づく確認書類又は理由書の提出期間
の延長について

年 月 日付けで契約した「〇〇工事」について、〇次下請負人である「(建設業者)」が、〇〇法第〇条の規定による届出の義務を履行していないことが確認されたことから、確認書類（届出をした事実を確認することのできる書類）又は理由書の提出について 年 月 日までに提出するよう、年 月 日付けで通知したところです。

しかし、年 月 日付けで貴社が提出した標記件に係る書類により、貴社において、「(建設業者)」に対する〇〇保険に加入するよう適切な指導を行っており、当該期間内に確認書類又は理由書を提出できない相当の理由があると認められるため、提出期間を 年 月 日（二次下請負人の場合は、上記通知をした日から60日間（三次以下の下請負人は90日間）まで延長するものとします。

なお、延長後の期日までに書類の提出がない場合は、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

(部 課 係)

(注1) 下線部については、当該下請負人が未加入の保険について該当するものを記載すること。

「健康保険法第48条」「厚生年金保険法第27条」「雇用保険法第7条」
「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」

(別記第 2 - 2 号様式)

【二次：期間の延長通知(未承認)】

(記号) 第 号
 年 月 日

(受注者) 様

(支出負担行為担当者)

契約書第 6 条の 2 第 2 項第 2 号に基づく確認書類又は理由書の提出期間
の延長について

年 月 日付けで契約した「〇〇工事」について、〇次下請負人である「(建設業者)」が、〇〇法第〇条の規定による届出の義務を履行していないことが確認されたことから、確認書類(届出をした事実を確認することのできる書類)又は理由書の提出について 年 月 日までに提出するよう、年 月 日付けで通知したところです。

その後、年 月 日付けで貴社から標記件に係る書類が提出されましたが、貴社において、「(建設業者)」に対する〇〇保険に加入するよう適切な指導を行っていることを確認できず、当該期間内に確認書類又は理由書を提出できない相当の理由があるとは認められないため、提出期間の延長は行いません。

なお、当該期日までに書類の提出がない場合は、契約書第 6 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

(部 課 係)

(注 1) 下線部については、当該下請負人が未加入の保険について該当するものを記載すること。

「健康保険法第 4 8 条」「厚生年金保険法第 2 7 条」「雇用保険法第 7 条」
「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」

(別記第3号様式)

【一次：特別の事情承認】

(記号) 第 号
 年 月 日

(受注者) 様

(支出負担行為担当者)

契約書第6条の2第2項第1号アに定める特別の事情について

工 事 名

年 月 日付けで提出のあった理由書を確認した結果、契約書第6条の2第2項第1号アに定める特別の事情を有すると認めたので通知します。

つきましては、年 月 日までに、「(建設業者)」が、〇〇法第〇条の規定による届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を提出してください。

なお、当該期日までに書類の提出がない場合は、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

(部 課 係)

(注1) 下線部については、当該下請負人が未加入の保険について該当するものを記載すること。

「健康保険法第48条」「厚生年金保険法第27条」「雇用保険法第7条」

(別記第3-2号様式)

【二次：特別の事情承認】

(記号) 第 号
 年 月 日

(受注者) 様

(支出負担行為担当者)

契約書第6条の2第2項第2号アに定める特別の事情について

工 事 名

年 月 日付けで提出のあった理由書を確認した結果、契約書第6条の2第2項第2号アに定める特別の事情を有すると認めたので通知します。

なお、当該工事については、「(建設業者)」を下請負人とすることができませんが、引き続き、当該下請負人が、〇〇法第〇条の規定による届出の義務を履行し、〇〇保険に加入することを指導するよう求めます。

(部 課 係)

(注1) 下線部については、当該下請負人が未加入の保険について該当するものを記載すること。

「健康保険法第48条」「厚生年金保険法第27条」「雇用保険法第7条」
「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」

(別記第4号様式)

【一次：特別の事情不承認】

(記号) 第 号
 年 月 日

(受注者) 様

(支出負担行為担当者)

契約書第6条の2第2項第1号アに定める特別の事情について

工 事 名

年 月 日付けで提出のあった理由書を確認した結果、契約書第6条の2第2項第1号アに定める特別の事情を有しないと認めたので通知します。

つきましては、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

記

理由 ○○のため

(部 課 係)

(別記第4-2号様式)

【二次：確認書類無／特別の事情不承認】

【二次：確認書類無・理由書無】

(記号) 第 _____ 号
年 月 日

(受注者) 様

(支出負担行為担当者)

契約書第6条の2第2項第2号アに定める特別の事情について

工事名

年 月 日付けで契約した上記工事について、〇次下請負人である「(建設業者)」が、〇〇法第〇条の規定による届出の義務を履行していないことが確認されたことから、確認書類(届出をした事実を確認することのできる書類)又は理由書の提出について 年 月 日【期間延長を認めた場合は延長後の期間】までに提出するよう、年 月 日付けで通知したところです。

しかし、提出期限である 年 月 日までに確認書類の提出がされなかったほか、年 月 日付けで提出のあった理由書を確認した結果、契約書第6条の2第2項第2号アに定める特別の事情を有しないと認めたので通知します。

つきましては、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

記

理由 〇〇のため

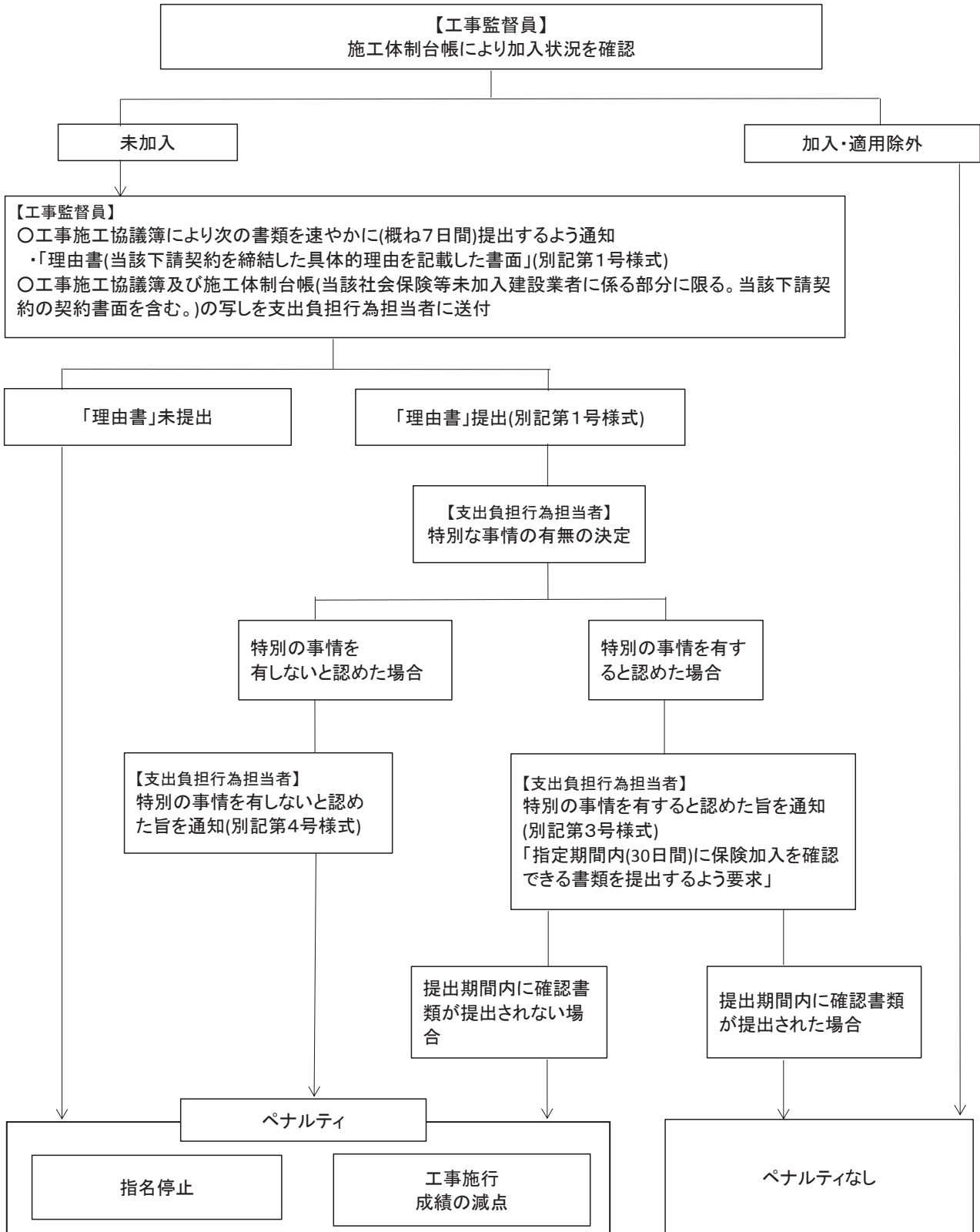
(部 課 係)

(注1) 下線部については、受注者から提出期間延長の申出(書面)があった場合に、相当の理由があるとして、延長を認めた期間を記載すること。

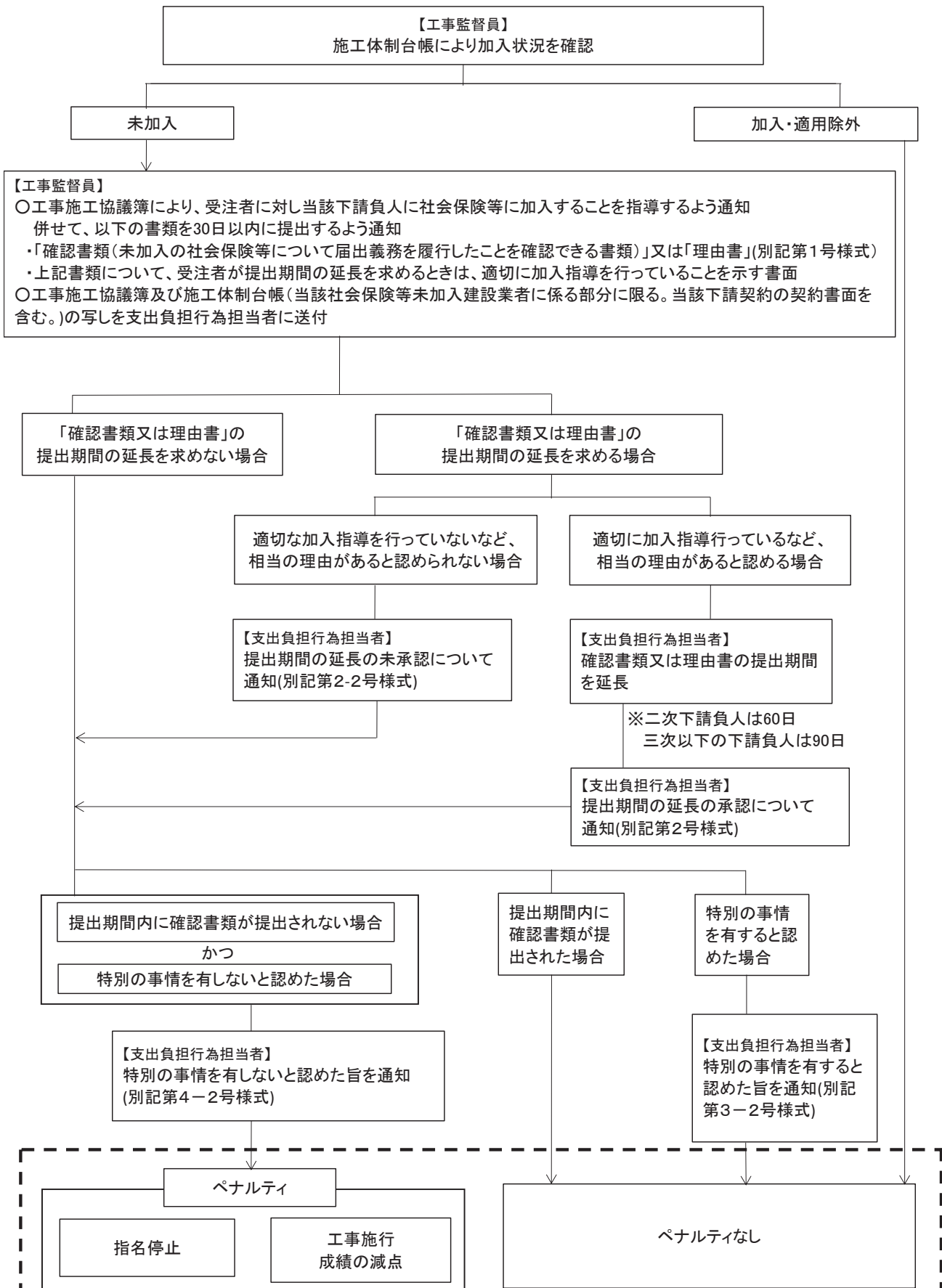
(注2) 確認書類及び理由書の提出が無かった場合は、波線部分を次のように改め、「記」及び「理由」を削除して使用すること。

「理由書の提出もありませんでしたので、契約書第6条の2第2項第2号アに定める特別の事情を有しないものとみなしましたので通知します。」

下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係る事務手続フロー(1次下請)



下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係る事務手続フロー(2次下請)



※平成30年9月30日以前に行われる公告その他契約の申込みの誘引に係る契約については、ペナルティの適用はしない

○下請契約からの社会保険等未加入建設業者の 排除等に係るQ & Aについて

平成28年2月26日 建管第2567号
各部長、各種委員会事務局長、議世事務局長、各
部局長、各地方部局長あて農政部長、水産林務部
長、建設部長

〔沿革〕 平成30年3月23日建管第1885号改正

下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係るQ & Aについて
このことについて、別紙のとおり質疑応答を作成しましたので、事務の参考にし
てください。

農政部農村振興局事業調整課事業管理グループ
水産林務部総務課管理グループ
建設部建設政策局建設管理課工事管理グループ

《下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係るQ & A》

Q 1 社会保険等とはなんですか。

A 1 : 雇用保険・健康保険・厚生年金保険の3保険のことをいいます。

Q 2 「社会保険等に未加入」というのはどういう場合か。

A 2 : 「社会保険等に未加入」とは、社会保険等の適用を受ける事業所でありながら、各保険の適用に関する届出義務を果たしていない場合、つまり、法律上、保険に加入しなければならないにもかかわらず加入していない場合をいいます。

また、3保険のうち一つでも届出義務を果たしていないものがあれば「未加入」となります。

従業員の雇用状況等により、各保険の適用が除外され、法律上の加入義務がない場合は「適用除外」となり、道発注工事の下請負人となることについても問題ありません。

なお、社会保険等において、一人親方や、常用雇用の従業者等の考え方については、その働き方によって総合的に判断されますので、詳細な内容は年金事務所などに確認願います。

Q 3 国民健康保険組合に加入しているが、社会保険等未加入建設業者となるのか。

A 3 : 法人や常時5人以上の従業員を使用する国民健康保険組合に加入している建設業者であっても、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業者が5人以上に増加した際に、必要な手続きを行って加入しているものであれば、適法に加入していることから、社会保険等未加入建設業者とはなりません。詳細は年金事務所などに確認願います。

Q 4 元請負人は下請負人の社会保険等の加入状況をどのように確認を行えば良いか。

A 4 : 経営事項審査の受審状況により確認方法が異なります。なお、適用除外は、労働者の就業形態等によって適用除外とならない場合もあることから、元請負人は、年金事務所等に適用除外となる要件を確認した上で判断してください。

【経営事項審査を受審している場合】

有効期間にある経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」が、「有」又は「除外」となっていることで確認できます。

【経営事項審査を受審していない場合】

社会保険等への加入の場合は、各保険料の領収書等で確認できます。

(1) 健康保険又は厚生年金保険

「領収証書」、「社会保険料納入証明書（申請）書」又は「資格取得確認および標準報酬決定通知書」

(2) 雇用保険

「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」

Q 5 社会保険等の適用除外となる建設業者まで排除されてしまうのか。

A 5 : 建設業許可を必要とする者のうち、社会保険等の加入が義務付けられていない、いわゆる適用除外となる建設業者については、下請契約の相手方としては排除されません。

一例として、雇用保険制度では、一人親方で被保険者となる労働者がいない場合は雇用保険の加入義務はなく、下請契約の相手方としても排除されません。なお、詳細な社会保険等の加入要件は年金事務所などに確認願います。

Q 6 社会保険等の適用除外となる建設業者の条件は何か。

A 6 : 健康保険及び厚生年金保険については、一人親方や、常時雇用の従業員が5人未満である個人事業主の加入義務はありません。

また、雇用保険については、次に掲げる者については適用除外となり加入義務はありません。

(1) 1週間の所定労働時間が20時間未満である者や、同一の事業主に31日以上雇用されることが見込まれない者

(2) 一人親方で被保険者となる労働者がいない場合

なお、社会保険等において、一人親方や、常用雇用の従業者等の考え方については、その働き方によって総合的に判断されますので、詳細な内容は年金事務所などに確認願います。

Q 7 社会保険等未加入業者の排除とは、どのようなものか。

A 7 : 道においては、下請契約の相手方となる一次下請負人（建設業許可を有する者に限る。）が社会保険等の加入の義務を果たしていなければ、下請契約の相手方とすることを禁止しておりましたが、平成30年4月1日以後に公告、その他契約の申込みの誘引を行う工事から、二次以下の下請負人（建設業許可を有する者に限る。）についても、下請契約の相手方とすることを禁止します。

Q 8 社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した場合は、いかなる場合も、契約違反となるのか。

A 8 : 社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合において、受注者が発注者の指定する期間内に社会保険等未加入建設業者が社会保険等に加入した事実を確認し、当該事実を確認することのできる書類（以下、「確認書類」という。）を提出した場合は、契約違反とはなりません。なお、二次以下の下請契約においては、特別な事情が存在すると発注者が認めた場合、確認書類の提出がされなくても契約違反とはなりません。

Q 9 契約書に記載の「発注者が指定する期間内」とは、どの程度の期間を想定しているのか。

A 9 : 社会保険等の加入手続きに必要と考えられる期間として、30日間と考えています。

Q10 契約書に記載の「特別の事情」とは、具体的にどのような場合か。

A10：設計図書等で示している特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）が必要とされる工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができないことや、その下請負人でなければ目的を達する事が困難となることが明らかな場合です。

また、中小企業等が多い二次以下の下請負人については、社会保険に加入する意思はあるものの、経営状態が厳しく直ちには加入できない者も想定されることから、自発的な加入を促すための特定として当分の間、次回に道発注工事の下請負人となる前の間に加入することを確約した場合等についても、特別な事情を有すると見なすことも考えられます。

なお、以下の場合は、「特別の事情」に該当しないと考えられます。

- (1) 長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントができない場合
- (2) 発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- (3) 他の下請負人を探す時間的余裕がなかった場合
- (4) 過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

Q11 契約書に記載の「当該事実を確認することのできる書類」とは何か。

A11：社会保険等への加入の場合は、各保険料の領収書等で確認できます。

- (1) 健康保険又は厚生年金保険
「領収証書」、「社会保険料納入証明書（申請）書」又は「資格取得確認および標準報酬決定通知書」
- (2) 雇用保険
「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」

Q12 建設業許可を有していない社会保険等未加入業者との下請契約も禁止されるのか。

A12：建設業許可を有していない社会保険等未加入業者との下請契約については、契約書上の禁止事項ではありませんが、受注者においては、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、社会保険等に参加するよう指導してください。

Q13 二次以下の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合、受注者が、確認書類又は当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面の提出期間の延長を求める際の「相当な理由」とはどのような場合か。

A13：受注者が当該未加入業者に対して適切に加入指導を行っていたことを示す次の書面によって確認できる場合は、提出期間の延長を認める相当な理由があるものと考えられます。

- (1) 指導を行った際に未加入業者に交付した書面
- (2) 指導を行った日時や内容を記録した打合せ簿
- (3) 受注者が加入指導を行ったことを発注者に対して誓約する書面 等

Q14 契約違反をした場合のペナルティーは具体的には、どの様な内容か。

A14：指定した期間内に確認書類の提出がなかった場合（二次以下の下請負人については、指定した期間内に確認書類の提出がなく、特別な事情を有しないと認めた場合）のペナルティは次のとおりです。

(1)競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止

(2)北海道請負工事施行成績評定要領等に基づく工事成績評定の減点

なお、二次以下の下請負人については、平成30年10月1日以降において行われる公告その他契約の申込みの誘引に係る契約から、指名停止等の措置について適用されます。

